公

告

同法第十条第二項の規定による公告.....

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

(経営支援課)

:

同

:

文県

化民化生

課活

:

=

道路の区域の変更.....

(道

路 同

課 :

:

障害福祉サービス事業者の指定..

障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定......

(障害福祉課) ...

告

示

目

次

右

建設業者の許可の取消し......

県三

局域

:

껃 三

青森県告示第十九号

告

示

号の規定により公示する。

平成二十二年一月十三日

青森県知事

 $\equiv$ 

村

申

吾

自立支援医療機関 (精神通院医療) を次のとおり指定したので、同法第六十九条第

障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第五十四条第二項の規定により、

平成二十二

第三千百八十五号

平成二十二年一月十三日

規定により公示する。

青森県知事  $\equiv$ 村 申 吾

事指定障害	名称	福か会 社会を 会 のく	福みちる 人社会 るのく	がしま と社な	がしま 社な	人 红 红 福 祉 法	人 <u>虹</u> 紅会福 祉法
定障害福祉サービス	所 在 地	一字大室平九一のむつ市大字奥内	一字大室平九一のむつ市大字奥内	   目二二の一九   市森市長島四丁	目二二の一九青森市長島四丁	丁目一五の一	丁目一五の一青森市問屋町一
け障   下電   ビ福   ス祉	種 類 b	支就 援労 移 行	支 接 接 選 題 機 型 続	居宅介護	介 護 護 訪 問	居宅介護	介重 護度 訪問
事障害福祉	名称	み」 一覧 一覧 一覧 一覧 一覧 一覧 一覧 一覧 一覧 一覧 一覧 一覧 一覧	み」 「一 に 一 に に る 事 業 、 歩 、 歩 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	みどり りョン ンまス	みどり ラーション ンコン	はるかぜ ンコンコス	はるかぜ ンコンコス
業所が一ビスを行う	所 在 地	九二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	九二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	青森市緑一丁目	青森市緑一丁目	青森市東大野二	丁目三の七 野二
指      定	年月日	三平 ・成 ・	11	"	"	"	"

## (水曜日) 一月十三日

青森県告示第二十号

次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第二十九条第一項の規定により、 浦町調剤薬局 名 称 青森市勝田一丁目一五の六 所 在 地 平成三・ 指定年月日

•

番図 号面

種道

類の

路

1

県

道

"	原二一三の二 大字大沢内字海 北津軽郡中泊町	夢 の 森 ム	介護 護生活	二九一の三 大字中里字宝森 北津軽郡中泊町	清有 限 会 社 修
"	の 三 部 越 三 〇 二 二 大字	みなと荘	援用 生活	三の二 森田月見野四七 つがる市森田町	人社 健福 誠祉 会法
"	の 三 部 越 三 〇 二 二 大字	みなと荘	介護 護生活	三の二 森田月見野四七 つがる市森田町	人社 健福 誠祉 会法
"	沼崎幾代崎四七つがる市稲垣町	く ー ムみちの カカちの	援用 生活	沼崎幾代崎四七つがる市稲垣町	ーナース のくりり
"	丁目一の六〇八戸市小中野四	サンドエル	援共 助同 生	一 央町二丁目五の 東京都目黒区中	林会法人杏

	路線名		
西津軽郡鰺ケ沢町大字南浮田町字米山一の一七まで西津軽郡鰺ケ沢町大字北浮田町字外馬屋一三の一〇から	西津軽郡鰺ケ沢町大字南浮田町字米山一の二〇まで西津軽郡鰺ケ沢町大字南浮田町字東田臼ヶ久保一六〇の三から	西津軽郡鰺ケ沢町大字南浮田町字米山一の一七まで西津軽郡鰺ケ沢町大字北浮田町字外馬屋一三の一〇から	変更の区間
後	前	前	前変 後更 別の
六四・五〇メートルまで	三〇・〇〇メートルまで一七・〇〇メートルから	六四・五○メートルまで	敷地の幅員
三三一・〇〇メートル	一四一・八〇メートル	==-·00メートル	敷地の延長
			備考

公

告

規定による公告特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

により次のとおり公告する。 要更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による定款特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款

平成二十二年一月十三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

申請のあった年月日

平成二十一年十二月二十四日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

=

特定非営利活動法人あおもりラジオくらぶ

代表者の氏名

Ξ

大竹 辰也

青森市中央一丁目七の七主たる事務所の所在地

兀

五 定款に記載された目的

青森県告示第二十一号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

部道路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年二月十二日まで青森県県土整備

平成二十二年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

ラジオを中心にした媒体により住民間のコミュニケーションを促進し、地域で必要 に住民が自信と誇りを持って住める地域の創造に寄与することを目的とする。 とされる情報の掘り起こしとその情報を共有する事業を通じて、地域の安全ととも この法人は、地域住民に対して、情報受発信力を身につける事業を行うとともに、

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

条第三項の規定により次のとおり公告する。 村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により市町

平成二十二年一月十三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

シンフォニー プラザ沼館

八戸市沼館四丁目一の一一一外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三菱UFJリース株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目五の一

代表取締役社長 小幡尚孝

八戸市の意見の概要

Ξ

店舗面積が増加したことにより、指針にある商業地区を参考とした場合、四〇六

均的な休祭日のピーク一時間に必要な自転車及び原動機付き自転車の駐輪場を確保 すること 台となり、現在の届出上の駐輪台数 (三六〇台) では不足が生じるため、 年間の平

き事項について意見を有する者の意見の概要 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべ

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十二年一月十三日から同年二月十三日まで

3

午前八時三十分から午後五時三十分まで ただし、 八戸市庁にあっては、 その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ

平成二十二年一月十三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前アルカディアショッピングセンター

弘前市大字扇町三丁目一の一、一の二

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ダイワロイヤル株式会社

東京都台東区上野七丁目一四の四

代表取締役 越智壯

意見の概要

Ξ

県の意見なし

意見書の縦覧

Д

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2

期間

平成二十二年一月十三日から同年二月十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、弘前市役所にあっては、その執務時間内とする。

七

取消しの原因となった事実

青

るූ

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十二年一月十三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

代表者の氏名 荒谷 精樹 商号又は名称 株式会社テクノワーク

主たる営業所の所在地 八戸市大字田面木字長者森二の六

 $\equiv$ 兀

許可番号 青森県知事許可 (般 一六) 第四七六二号

取消年月日 平成二十一年十二月十日

五

取消しに係る建設業の許可 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す 平成二十一年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行

県号

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人)